

日本教育大学院大学 学則

平成 18 年 4 月 1 日	制定
平成 18 年 6 月 1 日	改定
平成 18 年 11 月 1 日	改定
平成 19 年 1 月 18 日	改定
平成 19 年 5 月 1 日	改定
平成 19 年 9 月 1 日	改定
平成 20 年 4 月 1 日	改定
平成 21 年 4 月 1 日	改定
平成 22 年 4 月 1 日	改定

第 1 章 総則

第 1 節 目的

(目的)

第 1 条 株式会社栄光（以下「設置者」という。）は日本教育大学院大学（以下、「本学」という。）を設置する。

2 本学は、学校教育に係る諸科学の理論及び応用を実践に即した形で教授研究し、プロフェッショナルとしての職業倫理及び市民教養を備えるとともに、教育への情熱と高度な教育技法を有する学校教師を養成することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究、組織運営並びに施設設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 40 条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。

3 第 1 項の点検及び評価の事項並びにその実施体制等については、別に定める。

(情報開示)

第 3 条 本学は、教育研究活動等の状況について、ウェブサイト及び刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を開示するものとする。

(教育内容の改善)

第 4 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 2 節 教育研究組織

(大学院)

第 5 条 本学に、専門職大学院を置く。

- 2 本学に置く研究科・専攻及びその学生定員は次の通りとする。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
学校教育研究科	学校教育専攻	80人	160人

- 3 学校教育研究科は、理論と実務を架橋して高度専門職業人の養成に特化した教育を実施するという専門職大学院の目的を鑑み、学校教育への情熱と高度な教育技法を有する学校教師を養成すること、及びそのために必要な研究を行うことを目的とする。

(図書館)

第6条 本学に、附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(研究・研修センター)

第7条 本学に、附属教職センター、国際センター及び事業センターを置く。

- 2 その他、必要に応じて附属センターを置くことができる。
3 第1項及び前項に定めるセンターに関し必要な事項は、別に定める。

第3節 評議員・職員組織

(学長・研究科長)

第8条 本学に学長を置く。本学学校教育研究科に研究科長を置く。

- 2 学長及び研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(教学評議会)

第9条 本学に教学評議会（以下「評議会」という。）を置き、その構成員を評議員とする。

- 2 評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
(1) 本学における教育及び研究に関する重要事項
(2) 学則（本学の経営に関する部分を除く。）その他の教育及び研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
(3) 教員人事に関する事項
(4) 教育及び研究の状況について自ら行う点検・評価及び情報開示に関する事項
(5) その他、学長が必要と認めた重要事項
3 評議会は、設置者の定める予算の範囲内において次の各号に掲げる事項を決定する。
(1) 教育課程の編成に関する事項
(2) 教育研究環境の整備に関する事項
4 評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教員・事務スタッフ)

第10条 本学に教員及び事務スタッフを置く。

- 2 前項の教員の種類は学術教員と実務家教員とし、その職位においては教授、准教授、講師、助教、助手とする。
3 第1項の事務スタッフの種類は経営管理職員、技術職員及びその他必要な職員とする。

(附属施設の長)

第11条 本学附属図書館に図書館長を置く。附属教職センター、国際センター及び事業センターにセンター長を置く。

2 前項に規定する者の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第 12 条 本学学校教育研究科に教授会を置く。

2 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程及びその履修に関する事項
- (2) 学生の入学、退学等及び課程修了等に関する事項
- (3) 成績評価・試験及び学位授与に関する事項

3 教授会は、次の各号に掲げる事項を決定する。

- (1) 学生の指導、賞罰に関する事項
- (2) 科目等履修生・聴講生・研究生に関する事項
- (3) その他の教育・研究に関する事項

4 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第 13 条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第 4 節 課程及び修業年限

(課程)

第 14 条 本大学院学校教育研究科の課程は、専門職学位課程とする。

(修業年限)

第 15 条 本学の修業年限は標準 2 年、在学期間は最長 4 年とする。

第 5 節 運営組織

(評議会の役割)

第 16 条 評議会は本学における教育及び研究の理念及び方針を策定し、大学運営に関する事項を審議または決定する。

(学長の職務)

第 17 条 学長は大学運営に関する事項を統括し、評議会の決定を経て本学における教育及び研究に関する事項を執行する。

(研究科長の職務)

第 18 条 研究科長は評議会の決定事項に基づき研究科における教育及び研究に関する事項を執行する。

(教授会の役割)

第 19 条 教授会は本学の教育及び研究の実施方法と具体的内容について審議する。

第 6 節 学年、学期及び休業日

(学年)

第 20 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 21 条 学年を次の 2 学期に分ける。

(1) 春学期（4 月 1 日から 9 月 30 日まで）

(2) 秋学期（10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）

2 ただし、必要のある場合は前項に定める春学期の終了時期及び秋学期の開始時期を 1 週間程度前倒しする場合がある。

（休業日）

第 22 条 休業日は次の通りとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(3) 夏季休業

(4) 冬季休業

(5) 春季休業

2 ただし、必要のある場合は前項に定める休業日において授業を行うことができる。

第 2 章 大学院通則

第 1 節 入学・編入学・留学・復学・再入学

（入学時期）

第 23 条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 編入学及び再入学については、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第 24 条 本大学院に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第 52 条の大学を卒業した者

(2) 学校教育法第 68 条の 2 第 3 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 本学において、個別審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 入学資格の詳細については、別に定める。

（入学の出願）

第 25 条 入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、書類等については、別に定める。

（入学の選考）

第 26 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第 27 条 前条の選考の結果に基づき入学を許可された者は、所定の期日までに、誓約書その他の所定の書類を提出するとともに、所定の入学金その他の学納金を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続を完了した者に教授会の議を経て入学を許可する。

（編入学）

第 28 条 他の大学院の学生が本学に編入学しようとするときは、欠員のある場合に限り選考の上、学長が許可することができる。

（留学）

第 29 条 学生は教授会の承認を経て、外国の大学院等に留学することができる。

- 2 留学の期間は、1年とする。
- 3 前項の留学期間は、第15条の修業年限に含まれるものとする。
- 4 留学した大学院等において修得した単位については、第38条第1項及び第2項の規定を準用する。

(復学)

第30条 休学の期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を経て復学することができる。

(再入学)

第31条 本大学院を退学した者が再入学を願い出た場合は、教授会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

第2節 教育方法、教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第32条 本大学院の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

(教育方法)

第33条 本大学院の教育は、授業科目の履修、実践的教育訓練及びディスカッションによって行う。

- 2 教育方法の特例として、教育上必要があると認められるときは、夜間その他特定の時間または時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(教育課程及び履修方法)

第34条 本大学院における教育課程及び履修方法は、別に定める。

(履修の要件)

第35条 本大学院における履修の要件については、別に定める。

(単位計算方法)

第36条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を持って構成することとし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

- (1) 講義・演習については、15時間の講義・演習をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間の実習をもって1単位とする。

(単位の授与)

第37条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他大学の大学院における授業科目の履修)

第38条 教育研究上必要と認められる場合は、他の大学院と協議の上、教授会の承認を経て、当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項による修得単位の認定の範囲は、別に定める。

(成績)

第39条 授業科目の試験の成績は、A、B、C、D及びEの5種の評語をもって表し、A、B、C及びDを合格とし、Eを不合格とする。

- 2 成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 休学・退学及び除籍

(休学)

第 40 条 健康上その他やむを得ない事由により就学が困難な場合は、学長の許可を得て休学することができる。

(休学期間)

第 41 条 休学の期間は 2 年以内とする。

2 休学期間は、第 15 条に定める修了に必要な在学期間に算入しない。

(退学)

第 42 条 退学を希望する場合は、学長に申し出、教授会における承認を経なければならない。

2 退学に付随する授業料その他に関する規程は、詳細を別に定める。

(除籍)

第 43 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 在学期間を超えた者

(2) 2 年の休学期間を超えてなお復学できない者

(3) 2 年以上に亘り行方不明の者

(4) 授業料その他修学に必要な費用の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第 4 節 課程の修了及び学位の授与

(課程の修了)

第 44 条 本大学院の修了要件は、2 年以上在学し、所定の 44 単位以上を修得することとする。

2 修了要件に関する規程は、別に定める。

(学位の授与)

第 45 条 本大学院を修了した者には、学校教育修士（専門職）の学位を授与する。

2 学位授与に関する規程は、別に定める。

(資格の授与)

第 46 条 大学院学校教育研究科学校教育専攻において取得できる免許の種類は、次の通りである。

(1) 中学校専修免許（国語、社会、数学、理科、英語）

(2) 高等学校専修免許（国語、地理歴史、公民、数学、理科、英語）

2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

第 5 節 科目等履修生・聴講生及び研究生

(科目等履修生)

第 47 条 本学において、特定の科目の履修を志望する者のある時は、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考のうえ、教授会の議を経て科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 48 条 本学において、特定の科目の聴講を志望する者のある時は、本学の教育に支障がない限りにおいて、教授会の議を経て聴講を許可する。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 49 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない限りにおいて、選考のうえ、教授会の議を経て研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 節 入学金・授業料及びその他の費用

(入学金・授業料等)

第 50 条 検定料、入学金、授業料の額は、別に定める授業料等納付規程に記載された額とする。

2 本学が特に認める者については、検定料、入学金、授業料の減免を行う場合がある。

3 検定料、入学金、授業料の徴収方法、及び前項の減免措置、その他必要な事項は、別に定める。

(納付した授業料等)

第 51 条 納付した検定料、入学金、授業料は返付しない。

2 前項の規定に関し必要な事項は、別に定める。

(休学の場合の在籍料)

第 52 条 休学を許可された者は授業料に代えて在籍料を納付するものとする。在籍料について必要な事項は、別に定める。

(授業料の免除及び猶予)

第 53 条 経済的理由のある者、または学業成績の優秀者に対し、入学金及び授業料の徴収を免除する場合がある。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生の授業料等)

第 54 条 科目等履修生の検定料、入学金、授業料額並びにその徴収方法については、必要な事項を別に定める。

(聴講生・研究生の授業料等)

第 55 条 聴講生・研究生の授業料額並びにその徴収方法については、別に定める。

第 7 節 賞罰

(表彰)

第 56 条 学業、人物ともに優秀な学生については、これを表彰する。

(懲戒)

第 57 条 学則及び諸規程に違反し、または学生の本分に反する行為をした者は、懲戒する。

2 懲戒は、訓戒・停学及び退学とする。ただし、退学は、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 明らかに成業の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく出席常でない者

(3) 大学の秩序を乱し、その他本学の学生としての本分に反した者

(賞罰の手續)

第 58 条 賞罰は、教授会の議を経て学長がこれを行う。

第 8 節 改正及び細則

(改正)

第 59 条 この学則の改廃は、評議会の議を経て、大学経営理事会が行うものとする。

(施行細則その他)

第 60 条 この学則施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附則

1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 5 条に規定する「収容定員」は、同条の規定にかかわらず、平成 18 年度は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
学校教育研究科	学校教育専攻	120 人

3 第 5 条に規定する「収容定員」は、同条の規定にかかわらず、平成 19 年度は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
学校教育研究科	学校教育専攻	240 人

別表第 1

(削除)

別表第 2

(削除)

別表第 3

(削除)